

寄附控除のご案内

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会に対するご寄附は、特定公益増進法人への寄附として、税制上の優遇措置（所得控除または税額控除、損金算入）を受けることができます。

個人の場合

1. 所得税関係

本会に寄付をした個人は、確定申告によって所得税法上の「寄附金控除（所得控除）」（所得税法第78条第2項第3号該当）または「税額控除」（租税特別措置法41条18の3該当）を受けることができます。

①所得控除

$$\left[\begin{array}{l} \text{寄付金額とその年分の所得金額（総所得金額} \\ \text{退職所得金額及び山林所得金額の合計額）の} \\ \text{40\%のいずれか低い方の金額} \end{array} \right] - 2 \text{千円}$$

②税額控除

$$\left[\begin{array}{l} \text{寄付金額とその年分の所得金額（総所得金額} \\ \text{退職所得金額及び山林所得金額の合計額）の} \\ \text{40\%のいずれか低い方の金額} \end{array} \right] - 2 \text{千円} \left. \vphantom{\left[\begin{array}{l} \text{寄付金額とその年分の所得金額（総所得金額} \right.} \right\} \times 40\%$$

※税額控除の際の控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

②に該当する寄付を行った場合には、確定申告の際に、本紙裏面の「税額控除に係る証明書(写)」を添付する必要があります。

2. 住民税関係

本会に寄付をした個人は、確定申告によって次のとおり地方税法上（住民税）の寄付金税額控除を受けることができます。

①横浜市 個人市民税（地方税法第314条の7および横浜市市税条例第29条4の3該当）

$$\left[\begin{array}{l} \text{寄付金額と前年分の所得金額（総所得金額} \\ \text{退職所得金額及び山林所得金額の合計額）の} \\ \text{30\%のいずれか低い方の金額} \end{array} \right] - \text{適用下限額 2千円} \times 8\%$$

②神奈川県 個人県民税（神奈川県県税条例第10条該当）

$$\left[\begin{array}{l} \text{寄付金額と前年分の所得金額（総所得金額} \\ \text{退職所得金額及び山林所得金額の合計額）の} \\ \text{30\%のいずれか低い方の金額} \end{array} \right] - \text{適用下限額 2千円} \times 2\%$$

横浜市民の方は、市民税と県民税の両方の控除を受けることができます。

横浜市以外にお住まいの神奈川県民の方は、県民税の対象となります。市民税の控除については、お住まいの各市区町村にお問い合わせください。

いずれも、寄附を行った翌年の1月1日現在、横浜市、神奈川県にお住まいの方に限られます。

3. 寄附金控除を受けるための方法

寄附金控除を受けるためには、確定申告が必要です。申告書に、所得税にかかる「寄附金控除」欄への記入に加え、「住民税に関する事項」欄の「条例指定分 都道府県別」欄に寄附金額を記入してください。申告の際には寄附金の領収書を添付してください。詳細は最寄りの税務署にご照会ください。

法人税の場合 ならびに 「所得税税額控除に係る証明書(写)」については 裏面をご参照ください

法人の場合

寄付をした法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入ができます。(1. と 2. の併用可)。なお、会計経理において必ず損金経理の実施が必要となります。

1. 一般の寄附金の損金算入限度額 (法人税法第 37 条第 1 項該当)

$$\left(\text{期末資本金等} \times \frac{2.5}{1000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} + (\text{所得の金額} + \text{支出した寄附金額}) \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$$

上記の一般の寄附金の損金算入限度額は、あらゆる寄附金について損金算入が認められている限度額です。

2. 特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (法人税法第 37 条第 4 項該当)

$$\textcircled{1} \left(\text{期末資本金等} \times \frac{3.75}{1000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} + (\text{所得の金額} + \text{支出した寄附金額}) \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

(法人税法施行令第 77 条の 2①)

② 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額

⇒①、②のうち、いずれか少ない金額

2. に該当する寄附を行った場合には、確定申告書に法人税法第 37 条第 3 項及び 4 項の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税法施行規則別表第 14 (2) の「寄附金の損金算入に関する明細書」(用紙は税務署にあります。)を添付してください。(20 年 4 月 1 日適用)

【参考】 国、地方公共団体に対する寄附金及び財務大臣の指定した寄附金 (法人税法第 37 条第 3 項第 1 号及び第 2 号該当) は、全額損金算入ができます (本会への寄附はこれには該当しません)。

平成 30 年 6 月現在

上記の措置を受けるため、確定申告に際して、領収書が必要となります。

所得税の寄附金控除を選択する場合は、右記の「税額控除に係る証明書 (写)」を添付する必要がありますので、相当期間大切に保存してください。

(写)

健 監 第 147 号
平成 30 年 6 月 20 日

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
会長 大場 茂美 様

横浜市長 林 文字

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。
本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)
平成 30 年 6 月 20 日 から 平成 35 年 6 月 19 日 まで

(担当)
健康福祉局総務部監査課
相原、高橋
TEL 045 (671) 4194
FAX 045 (662) 1658